

資料番号	14
------	----

令和7年9月11日
 課名 教育委員会事務局
 文化財課
 担当者 課長 坂光
 内線 5020

広島県博物館協議会委員の任命について

1 概要

広島県博物館協議会条例（平成13年広島県条例第3号）第2条第2項及び第3条第1項の規定に基づき、広島県博物館協議会の次期委員を次のとおり決定した。

2 協議会の任務

広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる。

3 委員名簿（各区分ごとに五十音順で記載）

区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
学校教育関係者	いわい ちづこ 岩井 千鶴子	広島県立廿日市特別支援学校校長
	やまぐち みほ 山口 美穂	庄原市立口和小学校校長
社会教育関係者	あかぎ ひろし 赤木 弘史	油木協働支援センター事務局長
家庭教育の向上に資する活動を行う者	わたなべ まゆみ 渡辺 真由	広島県PTA連合会副会長
学識経験者	あんま たくみ 安間 拓巳	比治山大学現代文化学部教授
	いではら まさなお 出原 昌直	広島県議会議員
	いとう みさ 伊藤 美佐	一般社団法人広島県観光連盟 プロダクト開発事業部プロデューサー
	さとう あきひろ 佐藤 明寛	三次商工会議所会頭
	じょういち まりこ 城市 真理子	広島市立大学芸術学部准教授
	すがた まさお 菅田 雅夫	福山商工会議所副会頭
	どうめん まさかず 道面 雅量	株式会社中国新聞社 編集局報道センター文化担当部長
	はたいし けんじ 畑石 顕司	広島県議会議員
	うらた あい 浦田 愛	特定非営利活動法人ほしはら山のがっこう 副理事長
	おおすぎ あけみ 大杉 朱美	福山大学人間文化学部心理学科准教授
	はちや まさゆき 蜂谷 昌之	広島大学大学院人間社会科学研究科准教授

4 委員の任期

令和7年10月1日～令和9年9月30日

広島県博物館協議会委員の選任に係る基本方針について

名 称	広島県博物館協議会
根拠規定	地方自治法第138条の4第3項 広島県博物館協議会条例
設置目的 及び任務	広島県立美術館、広島県立歴史民俗資料館及び広島県立歴史博物館の運営に関し教育委員会の諮問に応じるとともに、教育委員会に対して意見を述べる。
委員の定数	15人以内 ※ 広島県博物館協議会条例第2条第1項
委員の現員	15人
委員の任期	2年（令和7年10月1日～令和9年9月30日） ※ 広島県博物館協議会条例第3条第1項
報酬（令和7年度）	10,300円／日
年間開催予定回数	2回程度
重点課題	令和4年の改正博物館法に基づく、学校や社会教育施設及び民間団体などとのつながりによる地域における様々な課題解決の取組など、今後の博物館の在り方について
選考基準	1 学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者及び博物館利用者のうちから、次の基準によって選任する。 (1) 専門的な知識はもとより、幅広い見識を有する人材の確保に努める。 (2) 民間企業の発想を取り入れるため、企業経営者等の起用に努める。 (3) 男女共同参画に努める。 2 次のいずれかに該当する者は、原則として選任しない。 (1) 最初の任命時において、70歳を超える者 (2) 再任の場合において、任期中に75歳を超えることとなる者 (3) 5期を超える者